

# 警察関係公益法人等監督等事務処理要領の制定について（例規通達）

平成22年12月27日

本部（警務）第58号

[沿革] 平成25年11月本部（警務）第48号、26年4月第33号、令和7年10月第57号  
改正

警察関係公益法人等監督等事務処理要領を別添のとおり制定し、平成22年12月27日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

## 別添

### 警察関係公益法人等監督等事務処理要領

#### 第1 目的

この要領は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）の施行に伴う新しい公益法人制度に関する事務（以下「監督等事務」という。）における必要な事項を定めることにより、監督等事務を適正かつ円滑に処理することを目的とする。

#### 第2 準拠

監督等事務については、一般社団・財団法人法等法令の規定によるほか、次に掲げる基準等に従い行うものとする。

- (1) 公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）（平成20年4月11日 内閣府公益認定等委員会決定）
- (2) 公益法人会計基準（令和6年12月20日 内閣府公益認定等委員会決定）
- (3) 公益法人会計基準の運用指針（令和6年12月20日 内閣府公益認定等委員会決定）

#### 第3 用語の定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 公益法人  
公益法人認定法第2条第3号に規定する公益法人をいう。
- (2) 公益認定  
公益法人認定法第4条に規定する認定をいう。
- (3) 移行法人  
整備法第123条第1項に規定する移行法人をいう。
- (4) 警察関係公益法人等  
公益法人又は移行法人であって知事を公益法人認定法又は整備法に規定する行政庁とするもののうち、公安委員会の所掌事務に係る事項を事業の目的とするものをいう。
- (5) 総括主管課

警察関係公益法人等に関する監督等事務の総合調整を行う所属をいう。

(6) 所管課

警察関係公益法人等に関する監督等事務を直接担当する所属をいう。

**第4 監督等事務の根拠**

監督等事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づく知事と公安委員会との協議により、本部長が警察関係公益法人等に関する知事の権限に属する事務（新潟県公益認定等審議会の運営に関する事務を除く。）を補助執行することにより行うものとする。

**第5 監督等事務の推進体制**

1 総括主管課

警務部警務課とする。

2 所管課

警察関係公益法人等のうち移行法人については、従来の公益法人制度における所管課が引き続き監督等事務を行うものとし、公益認定を受け新たに警察関係公益法人等になろうとするものがあるときは、総括主管課がその事業の目的に関連する事務を所掌する所属を所管課として指定するものとする。

3 総括主管課と所管課の連携

総括主管課及び所管課は、随時相互に連携し、警察関係公益法人等に対する適正な監督等事務を行うものとする。また、所管課においては、警察関係公益法人等に対して認定等の処分を行う際は、事前に総括主管課と協議するものとする。

**第6 監督等事務の基本**

1 公益認定等事務支援システムの利用

監督等事務に関しては、できる限り公益認定等事務支援システム（国が整備した公益認定等総合情報システム内の公益認定等事務支援システムをいう。）を利用して行うものとする。

2 申請前の措置

所管課は、公益法人認定法又は整備法の規定に基づく申請又は届出の前に相談を受けるように努め、事務手続が円滑に行われるように適切な助言等を行うものとする。

3 円滑な処分

所管課は、公益法人認定法又は整備法の規定に基づく申請及び届出を受理した場合は、速やかに、公益法人認定法及び整備法を始めとした関係法令との整合性、欠格事由の該当性、申請書その他必要な提出書類の有無及びその記載内容を漏れなく審査し、適正かつ円滑な処分を行うものとする。

4 決裁

本部長が補助執行する警察関係公益法人等に関する知事の権限に属する事務に関する決裁については、新潟県警察の事務の専決に関する訓令（平成26年本部訓令第13号）別表第2に定めるところにより行うものとする。

**第7 その他**

この要領に定めるほか、警察関係公益法人等の監督等事務に関して必要な事項は、

別に定める。